

ぱりっ子すくすく計画(第2次) 《概要》

(平成24年2月)

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨

子どもの権利を保障し、心身ともに健全に育むことを目的に、平成18年3月に制定した議員提案による「名張市子ども条例」(以下「条例」といいます。)に基づき、具体的な行動・指針をまとめたのが「ぱりっ子すくすく計画」(以下「基本計画」といいます。)です。

2. 計画の見直し

基本計画策定後3年ごとに見直しすると規定した条例に基づき「名張市子ども権利委員会」において、見直しのための協議を行いました。

また、検討資料として、子どもの権利に関する実態・意識についてのアンケート調査を実施しました。

3. 見直しの内容

現在の基本計画は、条例制定後初めて策定され、条例の理念を踏襲したものであり、この基本計画が策定されて3年を経過する現時点では、その取組を着実に引き継いでいくことが重要であるとして、基本計画の基本となる柱の改訂は行わないこととします。

ただし、基本計画策定以降の社会情勢の変化や、それに伴う当市の施策展開などにより、特に注視すべき次の5項目を基本計画に反映しました。

- ・子どもの権利に関する「名張市子ども条例」の啓発
- ・発達障害者支援に対する取組
- ・児童虐待防止に対する取組
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・名張市子ども教育ビジョンの推進

4. 計画の性格

条例では、子どもを健全に育むために、大きく6つの主体(市、地域(市民)、企業(事業者)、家庭(保護者)、学校等(関係施設)、子ども)について、その役割を定めています。

5. 計画の構成

基本計画では、条例における子どもの大切な4つの権利(生きる、育まれる、守られる、参加する)を基本的な視点として市、地域、企業、家庭、学校等の取組を計画としてまとめるとともに、子どもについては、子どもが自らの行動としての「生きる」「参加する」権利について位置付けました。

地域、企業、家庭、子どもの行動については「行動指針」、市、学校等の行動については「行動指針」という形で表しています。

6. 計画期間

平成24年4月から平成27年3月の3か年間とします。

7. 計画の位置付け

基本計画は、条例に基づき子どもを育てるための行動の指針を名張市総合計画に沿って定めたものであり、「名張市次世代育成支援行動計画」と合わせて、名張市の子どもの健全育成を図るとともに、「名張市子ども教育ビジョン」や「名張市人権施策基本計画」等とも連携、補完しあいながら実践していきます。

8. 推進体制

庁内における推進体制は、「名張市子ども条例推進プロジェクトチーム」において、基本計画に基づく施策推進の調整・協議を行うものとし、全庁的及び総合的かつ効果的に推進していくものについては、「主管室長会議」、「子ども健全育成推進本部」において調整・協議するものとします。

また、市民参加組織として、条例の規定に基づき設置した「名張市子ども権利委員会」において、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとします。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

- (1) 子どもの権利を尊重し、その保障に努める。
- (2) みんなが相互に協力し、子どもの最善の利益を考えながら子どもが安全に安心して暮らし、健全に育つまちづくりに努める。

2. 基本的視点

条例での子どもの大切な4つの権利(生きる、育まれる、守られる、参加する権利)を基本的な視点として市、地域、企業、家庭、学校等の取組みを行動計画、行動指針として表しています。

3. 取組方針

市、地域、企業、家庭、学校等は、それぞれの立場で子どもを育てていく大人として、まずはできることから取り組むこととしています。

市 子どもの権利を基本とした健全育成のための施策を推進します

市は、地域の実情に合わせた新たな施策を構築し、そのために関係部署の連携体制の確立を図るとともに、民間と行政が一体となった着実かつ効果的な施策を推進します。

学校等 豊かな心を育むとともに、施設の開放や行事など、地域と協調・連携した施設づくりに努めます

学校等(学校、幼稚園、保育所(園)等児童福祉施設など)の専門的知識や施設を利用し、子どものたくましく生きる力と豊かな心を育む教育、福祉の充実に努めます。

また、施設の開放や行事などを通じて地域社会と協調・連携し、地域における子育て支援機関としての役割を果たしていきます。

地域 住民みんなが結び合い、心豊かな子どもを育もう

地域社会は、子どものみならず、地域に住むすべての人々が日々充実した生活をいとなんでいくための大切な場です。近隣同士の連帯を深め、地域やボランティア団体等が相互の連携を保つことで、家庭や行政では充分果たせない領域を補うことができます。

今後は、子育てのための相互支援活動に、ますます積極的に取り組みましょう。

企業 子育てや働く子どもを支援する職場環境を整備しよう

企業は、職業生活と子育てを中心とした家庭生活との調和を確保するため、就業に関する環境や条件の整備を積極的に推進し、子育てにやさしい環境づくりに向けた自主的活動を展開するなどの社会的な貢献に努めましょう。

また、働く子どもがいる職場では、子どもが自立した一人の人間として成長していくために、知識・教養を高めたり、技術を習得する機会を与えましょう。

家庭 家庭は子育ての原点です子どもの成長に合わせた適切な子育てをしよう

家庭は社会の基礎集団で、子どもが生まれ育つ基本的な場です。子育てそのものが社会的な価値を持っているという認識のもと、家庭では保護者が子育てに対する自覚と責任をもって協力しあいながら子どもを育てていくことが必要です。

子どもの成長に合わせた適切な子育てができるように保護者も成長していきましょう。

子ども 子どもは自らの権利を自覚し、その権利を行使するにあたっては、社会や他人のことを思いやり、尊重しよう

子どもの権利は義務を果たすことを条件として認められるものではなく、生まれながらにすべての子どもに無条件にあるものです。

権利を行使するときには、自分の権利が尊重されているのと同じように他の人の権利も尊重しましょう。

第3章 行動計画・行動指針

生きる 子どもが安心して生きるために

《行動計画》

市や学校等は子どもたちが安心して生きることを支援する施策を進めます。

1. 子どもの権利、命の大切さを学ぶ機会を提供します

子どもの権利侵害に対する相談、支援と救済を実施する。

差別を許さない子どもを育成するため、人権教育を充実する。

子どもの権利について正しい認識を深める学習を進める。

義務教育段階から乳幼児とふれあい、世話をする体験を持つことで命の大切を実感できるようにする。

子どもの権利の周知、啓発を進める。

子どもが自己肯定感をもち、自分の思いを表現する力を育てる。

2. 子どもの健康を守ります

子どもの心身の健やかな発達を支援する。

幼稚園・保育所(園)、学校での食育を推進する。

《行動指針》

子どもが安心して、安全に暮らせること、個人として尊重され、「かけがえのない存在」であることを日々実感できることが子どもの思いやりを育てます。

子どもの「生きる」を地域や家庭で、大人たちが協力して支えていきましょう。

1. 子どもの安全、安心を守ろう(地域)

子どもが安心・安全に過ごせるまちをつくろう。

2. 子どもに愛情をもって接し、子どもの人格を尊重しながら育てよう(家庭)

子どもに愛情をもって接しよう。

子どもが安全で安心して暮らすことができる生活環境を確保しよう。

子どもの健康を保持できるように努めよう。

成長に応じて、適切な食事と睡眠がとれるように配慮しよう。

家庭の中でお互いの人格を認め合い、助け合い、普段の生活の中で平等・公平な意識を大切にしよう。

「男は仕事」、「女は家事・育児」といったこれまでの役割分担意識を固定化するのではなく、家族で話し合い、支えあう意識を高めよう。

3. 自分を大切にしようそして、家族や周りの人も大切にしよう(子ども)

学校、地域でのさまざまな体験活動を通じて命の大切さ、生きていることのすばらしさを体感しよう。

家族や友達、周りの人を大切に、思いやりの心を持って行動しよう。

育まれる 子どもが家庭や社会、学校等で一人の人間としてよりよく育つために

《行動計画》

市や学校等は自立性や豊かな人間性を育む活動を支援するとともに、活動の機会や場の提供に努めます。

1. 地域での子育てを応援します

地域の子ども育成活動を支援する。

2. 企業や市民団体の子育てを応援します

子どもの育成に関する自主的な市民活動を促進する。

子どもの健全育成への企業のかかわりを促進する。

3. 学校教育等を充実させ、生きる力・豊かな心を育みます

学校教育を充実する。

いろいろな体験の場を提供する。

就学前の保育・教育を充実する。

4. 家庭教育を支援し、明るくいいき子育てができるようにします

家庭教育を支援する。

子育て支援を充実する。

5. 社会のルールを守り、自立する心を育みます

交通安全や礼儀など、社会のルールやマナーを子どもが身につけられるようにする。

友達との交流のなかで、互いの考えを認め合うことの大切さや、協調性を体得できるようにする

自分の事は自分でできるようになることに心を配り、自立する心を育てる。

6. 地域に開かれた学校づくりを進めます

優れた知識や技術を持つ社会人、また、地域の伝統を受け継ぐ人などをゲストティーチャーとして迎える。

学校等の情報を積極的に保護者、地域へ提供し、意見、協力を受けながら開かれた施設づくりに努める。

保護者や地域住民の訪問、行事参加（授業参観など）を幅広く柔軟に認める。

学校の空きスペースを開放し、地域行事等に有効に活用できるようにする。

地域に開かれた学校づくりを進め、登下校の安全ボランティアや図書ボランティア等、地域住民に連携・協力を求める。

7. 職員の専門性の向上を図ります

育児や子どもへの指導力の向上を図る研修や今日的課題に応じた研修を実施する。

いじめ防止や児童虐待に関する職員研修や相談体制など、職員の専門性の向上を図る。

《行動指針》

市や学校等は自立性や豊かな人間性を育む活動を支援するとともに、活動の機会や場の提供に努めます。

1. 子育てを地域で見守ろう（地域）

地域に子育ての情報や活動をサポートするための場を設けよう。

子育て体験を伝えていこう。

子育て卒業の大人にも地域の子どもにもっと関心をもってもらおう。

2. 社会のルールをみんなで守ろう（地域）

共に生きるために地域や家庭でのルール、マナーを教え、規範意識を高めよう。

3. 地域で人づくりを進めよう（地域）

子どもの頃から地域の一員として活動や地域貢献ができる人づくりを進めよう。

地域内でいろいろな知識、技術をもつ人を見つけよう。

4. 子育てに企業も一緒に関わろう（企業）

企業内の福利厚生行事に、子どもの健全育成に貢献する活動や、親子で参加できる機会を提供しよう。

子どもの権利や子育て支援に関して従業員で話し合う場を持とう。

働く子どもがいる職場では、子どもが希望すれば高等学校の教育を受けることや技術の習得に参加する機会を与えよう。

5. 「ワーク・ライフ・バランス」の取組みを進めよう（企業）

授業参観、懇談会など1学期に1回以上は子どもの学校等へ行けるような職場づくりを進めよう。

少なくとも週1回は早く帰宅し、子どもとのコミュニケーションの時間が持てるような職場づくりを進めよう。

子どもに関する福利厚生制度の向上に努めよう。

6. 家庭内のコミュニケーションを大切にしよう（家庭）

家族がお互いにあいさつを交わす習慣をつけよう。

食事のときはテレビを消すなど、家族で落ち着いて話をする機会をつくろう。

保護者が従事している仕事のことや地域のことを積極的に子どもに話をして、子どもに生きる意義、地域とのかかわりの大切さを伝えよう。

子どもの話をしっかり聴いて、子どもの思いや考えを受け止めよう。

できるだけ家族そろって食事をとるようにしよう。

家族全員で共通の行事について話し合い、一緒に活動できる機会を持とう。

7. 家庭のルール・社会のルールを身につけよう（家庭）

子どもの良いところはしっかりと褒め、悪いことやしてはいけないことをしたときは、きちんと注意しよう。

大人自らが、社会のルールやあいさつ、言葉づかい、他人への思いやりなど子どもの模範となる礼儀や基本的な生活習慣を子どもに示そう。

隣人へのあいさつなどを通し、保護者自身が身近な人のことを知ろう。

家族の一員として子どもに役割をもたせ、家事に参加させよう。

8. 基本的な生活習慣を身につけさせよう（家庭）

家族全体で生活のリズムを整え、規則正しい生活をし、決まった時間に朝食をとることができるようにしよう。

子どもに十分な睡眠と、早寝早起きの習慣を身につけさせよう。

守られる 子どもの健やかな育ちを守るために

《行動計画》

市や学校等は、子どもの権利に関わる相談や支援を行ないます。また、市民や関係団体と連携して子どもが安心して、安全に暮らせるまちづくりに努めます。

1. いじめ、虐待はしません、許しません

いじめには毅然とした態度で対応する。いじめを許さない心情といじめをなくす実践力を育てる。

虐待についての理解を深める啓発活動を行う。

地域住民、関係機関との連携による虐待防止体制を充実する。

2. 地域とともに子どもを守ります

有害図書や薬剤など、子どもを取り巻く有害環境の浄化を進める。

子どもの安全を確保する取り組みを進める。

喫煙防止、薬物乱用防止教育や性教育、デートDV防止教育など、子どもに身近で、より深刻な課題に取り組む。

子どもの権利侵害に対する相談、援助及び救済体制を充実する。

《行動指針》

子どもの安全を守ることは家庭の役割であり、地域の支援が必要です。

子どもにとって有害な環境への認識とそれへの対応を家庭、地域それぞれで考え取り組みましょう。

1. 地域ぐるみの見守りと支援の輪をつくろう（地域）

日ごろから地域住民同士の結びつきを深めるなかで子どもを見守り、いじめ・虐待などの発生防止に努めよう。

子どもの安全を地域で見守ろう。

2. 子どもの見守りに企業も参加しよう（企業）

仕事のなかで、できるだけ登下校等の子どもたちへの目配りや声かけを行ったり、子どもが不安を感じて駆け込める店として協力しよう。

仕事で車を運転する機会に、子どもを見守るパトロール活動に協力しよう。

3. 家庭から有害環境をなくし、プライバシーを守ろう(家庭)

子どもの成長に有害な図書や情報に近づけないようにしましょう。
成長に応じて、子どものプライバシーが保たれるよう配慮しよう。

参加する 子どもが自ら社会に参加するために

《行動計画》

市や学校等は、子どもたちに、さまざまな体験ができる機会と場を提供するとともに、学校施設を地域の行事に活用できるように努めます。

1. 子どもたちが、積極的に参画できる機会と場を広げます

市政について、子どもの意見を求める子ども会議を開催する。
子どもによる企画、運営等、子どもの自主的な活動を支援する。
学校行事など施設運営に子どもの意見を反映させる。
学級会、児童会等、子どもの自治的な活動を支援する。
未就園の子どもを対象とした施設の開放や遊び場を増やし、サークル活動を支援する。

2. 居場所を確保し、体験活動を支援します

子どもが人間関係を築き、安心して心を開いて話せる居場所の確保に努める。
地域で行なう子どもの体験活動を支援するため、情報の提供や、事業の円滑な実施を支援する。
さまざまな体験の中から人と人とのふれあいを通して生きる力を身につける体験活動を充実する。

《行動指針》

子どもがいろいろな場に参加することは、活動を通じて人とのつながりが広がるばかりでなく、子どもが社会性を身につけることや、自己を高めることにつながります。

1. 出会いの場をたくさんつくろう(地域)

地域の行事などについて話し合う「子ども集会」や「子どもと大人の集会」を開こう。
地域の行事、子どもの行事等に家族そろって参加し、「顔見知り家族」の輪を広げよう。
大人が子どもの良き先輩として、子どもの相談にのろう。

2. 多くの出会いの場で、子どもを育もう(家庭)

子どもの関心事を大切にし、意欲を伸ばす機会をつくろう。
保護者の一生懸命な姿を子どもに示そう。
子ども会活動やスポーツ活動への自主的な参加を支援しよう。
自立への試みや自己表現ができるよう、多くの人と出会える地域活動や学校行事等に、家族が進んで参加しよう。
保護者が地域活動に積極的に参加しよう。

3. いろいろな方法で自分を表現し、自分を高めていこう そのことによって、周りの人に迷惑をかけたり、傷つけたりしないように気をつけよう(子ども)

自分の意見を言う時は責任を持ち、周りの人の意見も大切にしよう。